

入会金及び会費に関する規程

昭和55年8月1日 制定
平成18年5月24日 改正
平成22年5月27日 改正
平成30年3月22日 改正

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 日本化学物質安全・情報センター（以下、「センター」という。）の定款第7条に定める経費の負担に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会金の額)

第2条 入会金の額は、正会員、準会員、賛助会員Ⅰ、Ⅱを問わず一律に1入会者当たり100,000円とする。

(会費の額)

第3条 会費の額は、1口50,000円とする。

2 正会員は、その区分に応じて、次の口数により会費を負担する。

a会員：30口、b会員：22口、c会員：16口、d会員：8口

3 準会員及び賛助会員は、それぞれ次の口数により会費を負担する。

準会員：3口、賛助会員Ⅰ：5口以上、賛助会員Ⅱ：8口

なお、賛助会員Ⅰは正会員に準ずる会費負担額により、当該会員サービスを受けることができる。

賛助会員Ⅰa：30口、賛助会員Ⅰb：22口、賛助会員Ⅰc：16口

(会費の用途)

第4条 会費は、一般社団法人日本化学物質・安全情報センター（以下「センター」という。）の定款に定められた目的に沿った事業を遂行するために使用する。

(徴収の時期及び方法)

第5条 会費は、前期（毎年1月より6月まで）及び後期（7月より12月まで）の2期に分けて徴収する。

2 会費は、センターから発する請求書により、前期会費については毎年1月末日までに、また後期会費については毎年7月末日までに納付しなければならない。

3 センターは、会員が年度途中で退会または会員種別及び正会員区分の変更を申請しても、既に納入された会費その他の拠出金品は返還しない。

(年度途中に入会した会員の会費等)

第6条 年度途中に入会した場合の会費は、入会日の属する期が前期である場合は前期分及び後期分と、また入会日の属する期が後期である場合は後期分とする。

2 前項の場合の当該期の会費は、入会日の属する月の翌月末日までに納入しなければならない。

第7条 入会金は、入会を認められた者に対し、センターから発する請求書により、遅滞なく納入しなければならない。

第8条 会員が定款の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の経費の負担義務は、これを免れることができない。

2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。それまでは旧規程が有効とする。

2. 本規程の施行に伴い、社団法人 日本化学物質安全・情報センターの「会費及び入会金の徴収等に関する規程」は廃止する。

3. 社団法人 日本化学物質安全・情報センターの会員であって、附則第1項の設立の登記を行った日以降も一般社団法人 日本化学物質安全・情報センターの会員であろうとする者が、この規程の施行前に、社団法人 日本化学物質安全・情報センターの規程により納入した、または未納であった入会金または会費については、本規程にもとづいて納入した、または未納であった入会金または会費とみなす。

4. 第5条の規定にかかわらず一般社団法人 日本化学物質安全・情報センターの初年度の前期は附則第1項の設立の登記を行った日より平成23年6月末日までとし、センターは初年度前期の会費を前項にて既納または未納の会費を控除または附加し請求する。

5. 第2条及び第3条第3項の規定は、平成31年度会費の徴収案内より実施する。